

平成24年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成24年3月7日(水曜日)
午前10時00分 開議

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

出席議員(14名)

議長	内馬場	克康	君
副議長	小関	勝教	君
1番	倉本	賢	君
2番	長谷川	吉春	君
3番	谷村	知重	君
4番	丸山	文靖	君
5番	本郷	幸治	君
6番	森川	明	君
7番	吉岡	文子	君
8番	桜井	龍雄	君
9番	金子	義彦	君
10番	高田	正則	君
11番	五十嵐	聡	君
13番	土井	敏興	君

出席説明員

市長	高橋	幹夫	君
副市長	藤井	英昭	君
総務部長	伊藤	敦史	君
市民部長	山崎	一広	君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中川	直紀	君
商工交流部長	市川	厚記	君
農政部長	須田	正毅	君
都市整備部長	山口	隆慶	君

消防長	霜田	公法	君
総務部総務課長	佐藤	崇	君
総務部総務課主査	平野	太一	君

教育委員会委員長	工藤	勝善	君
教育委員会教育長	安田	昌彰	君
教育委員会教育部長	奥山	隆司	君

選挙管理委員会委員長	後藤	泰彦	君
選挙管理委員会事務局長	秋場	勝義	君

農業委員会会長	西川	芳勝	君
農業委員会事務局長	吉田	寿幸	君

監査委員	扇谷	均	君
監査事務局長	鎌田	覚	君

欠席説明員(1名)

市立美唄病院事務局長	高倉	雄治	君
------------	----	----	---

事務局職員出席者

事務局次長	中平	匡司	君
	三上	忠	君

午前10時00分開議

議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

市立病院事務局長高倉雄治君は、都合により本日及び明日の本会議を欠席いたします。

議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署

名議員を指名いたします。

13番 土井敏興議員

1番 倉本 賢議員

を指名いたします。

議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

7番、吉岡文子議員。

7番吉岡文子議員(登壇) 2012年第1回定例会に当たり、大綱4点について市長及び教育長に質問いたします。

今日は3月7日、あと4日で東日本大震災から1年となります。進まない復旧、遅すぎる東京電力の住民への賠償など、当事者の方々の心情を思うと私自身も胸を締め付けられるようです。現地へのボランティア参加の際に仮設住宅の住民の方から言われた言葉「私たちのことを忘れないで」を常に繰り返し、息の長い支援を続けていこうと考えております。

質問の大綱の1点目は、豪雪対策についてです。その1つは、高速道路の通行止めに伴う国道12号線の渋滞時の対応についてです。

今年は例年になく高速の通行止めが発生したと思いますが、その際に、消防車や救急車の運行については支障がなかったのかについて、まず伺います。

続いて、学校給食の配食についてはいかがだったのでしょうか。岩見沢市では給食が届かずに備蓄食料を使用したとの報道がありました。本市ではどのようなだったのか、お聞きいたします。

豪雪対策の2点目は、倒壊した建物の今後

の対応についてです。初日の市政報告に述べられたとおり、今回の豪雪で倒壊した建物が市内に多く見受けられました。今後雪解けが進んでいけば、さらに増えることも予想されます。市民の中には雪解けが進んで風でも吹いたら、がれきが飛んできそうで不安に感じられる方がいます。どのように対応されるのか、お聞きいたします。

豪雪対策の3点目は、除雪体制についてです。特に除雪開始時刻とその後の降雪への対応についてですが、開始時間が余りに早く、その後の降雪に対応できていないのではとの市民からの声があります。どのようにしているのかお聞きいたします。

次に、車道と歩道との間の雪の壁についてです。大人の背丈よりかなり上まで壁になっていて威圧感があります。除雪、排雪で完了とせず雪の壁まで取り除くべきではないかと考えますが、お考えをお聞きいたします。

大綱の2点目は、市政執行方針についてお聞きいたします。その1つは防災対策についてです。市長は初日の市政執行方針の中で危機管理担当部署を新たに設置されるとのことですが、従来、本市の防災というのは水害対策に重点を置いていた感がありますが、震災や原発事故、その後の対策についても対応できるようにすべきではないかと考えます。これらの点について、新たに設置される部署に盛り込まれるのかどうか、お聞きいたします。

次に、木造住宅への耐震診断、耐震改修に対する助成制度についてお聞きいたします。市内の住宅のうち対象となるのはどれくらいの戸数なのか、助成内容はどのようになるのかについてお聞きいたします。

市政執行方針の2点目は、行財政運営について、総合的な相談窓口設置についてお聞きいたします。従来の議会議論の中でも市民からの声として総合的な案内窓口が必要ではないか、ワンストップサービスとして住民に対しての案内窓口を設置すべきではないかということがありました。その際には、住民票の発行などを行う市民サービスカウンターを案内窓口としているということでしたが、今回は案内だけでなく相談ということですので。質的にどう違うのか、具体的にどのようになるのかお聞きいたします。

大綱の3点目は、子育て支援についてです。1つ目は、子育て支援センター及び道営住宅「であえーる」内の子育て拠点施設の利用状況についてお聞きいたします。子育て支援センターについては、設置当時の利用の状況もお聞きしたいと思います。

2つ目には、本市の子育て支援策の評価についてお聞きいたします。他の自治体も予算編成で新年度に新たな子育て支援策を講じているとの報道があります。特に気になるのは、岩見沢市が児童の医療費助成の拡大を図るとして、小学校3年生まで拡大されるとしています。本市は北海道の水準のままです。三笠市では小学生の給食費は無料化、保育料、幼稚園費用についても無料となっています。これらの近隣市の状況を踏まえて、本市の子育て支援策についてどう評価されるのか、お聞きいたします。

大綱の4点目は教育行政について、教育長にお聞きいたします。1つ目は、学校教育における学生ボランティアの活用についてです。その目的や基本的考え方、財政面での交通費

や保険の負担について、どのようになるのかについてお聞きいたします。

2つ目には、体力・運動能力向上に向けた「一校一実践」の取り組みについて、具体的にどのような取り組みなのか、保護者への金銭的負担についてはどうなのか、教員への業務の負担はどうか、これらの点についてお聞きいたします。

3つ目は、郷土史料館についてですが、ボランティアガイド養成についてお聞きいたします。私は昨年、長崎での原水禁世界大会に参加してきましたが、その際、平和記念館で現地のボランティアガイドの方に案内をしてもらいました。館内には大勢のボランティアガイドの方がおられて、それぞれ説明に奮闘しておられました。本市が養成するボランティアガイドについてですが、養成期間はどれくらいになるのか、ボランティアに求める資質のレベルや養成人数についてどのようになるのかお聞きいたします。

郷土史料館の開館期間についてですが、冬期間の閉館については財政健全化計画に基づいてのことですが、教育長の郷土史料館の位置づけを生涯学習の学びの拠点としている点からも見直しをするべきではないかと考えますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

教育行政の4点目は図書館についてお聞きいたします。ブックスタート事業の拡充について具体的な取り組みと保護者への働きかけについてお聞きいたします。ただ単に本を配るだけではなく、それを読み聞かせる保護者への働きかけが大事だと考えているからです。

次に、図書館ボランティアについてですが、市民の読み聞かせボランティア団体の実態と

今回育成を予定している図書館ボランティアの内容についてお聞きいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、豪雪対策について、消防車や救急車の運行状況についてであります。国道12号の渋滞のため、平常時の緊急走行に比べて現場到着や病院搬送に時間を要したことはありましたが、消防自動車や救急自動車が災害現場に行けない、あるいは病院へ搬送できないという事案はございませんでした。

次に、倒壊した建築物の今後の対応についてであります。昨年末からの豪雪により、3月5日現在の降雪量は13メートル71センチメートル、積雪量は1メートル34センチメートルとなっており、本市では昭和44年以来の豪雪となっております。この積雪による民間の建物被害は3月5日現在で旧映画館や倉庫、空き家など、合計10件の倒壊を市として確認しております。倒壊した建物については、電線や電話線の引き込み線の切断、残存した柱や壁などの倒壊の危険性があること、さらにはこれから融雪が進むにつれて建物の破片等の飛散などが考えられますことから、所有者や管理者等に対して、倒壊した家屋の処理、安全対策等の対応をしていただくよう要請をしております。個人や法人が所有する私有財産については、市が処分等を行えないこととなっていることから、所有者や管理者等が不明の場合で周囲に危険を及ぼすおそれがある場合に限り、応急的に市が危険防止のための措置を行いますが、最終的には土

地の所有者等と協議の上、適正な処分を要請してまいります。

次に、除雪体制についてであります。新雪除雪については、通勤・通学などに支障にならないよう、降雪状況により午前1時ごろから除雪作業を開始し、早朝7時ごろまでに完了させることとしております。また、降雪が続き、除雪作業中や明け方、日中も振り続く場合は、歩行者や車両の安全に十分配慮し、引き続き除雪作業を行い、道路交通の確保に努めてまいります。

次に、幹線道路などの車道と歩道の間でできる雪の壁についてであります。特に今年度は記録的な大雪のため、通行車両の見通し確保のため、道路状況を見ながら雪の壁を半分ほど取り除く排雪を行ったところであります。今後、車道と歩道との間にできる雪の壁の処理については、歩行者の方々が安心して利用できるよう、安全確保のためにどのようなことができるのかを検討を行い、安全で安心な冬の暮らしを支える除排雪に努めてまいります。

次に、市政執行方針について、防災対策についてであります。新たに設置する危機管理等を担当する部署につきましては、防災業務全般を所管することとし、具体的には、東日本大震災における被害状況などから、防災計画の見直しや避難所の点検、地震などの大規模災害発生に備えた食料や毛布等の備蓄や防災資機材等の整備、自主防災組織の設立促進と組織力の強化など、災害に強い安全なまちづくりを推進するほか国民保護に関する事務を担当するとともに、これまで総務課と地域経営室に分かれていた自衛隊との窓口をこ

ここに統一することとしております。将来的には危機管理全般を広く担っていくことを念頭に組織づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、木造住宅の耐震診断、耐震改修に対する助成制度の内容についてであります。美唄市耐震改修促進計画では民間住宅の総数は約1万1,800戸と推計しており、そのうち耐震性のある住宅は約8,300戸、耐震化率は約70%となっております。市内の木造住宅の耐震性を図るため、昭和56年5月31日以前に建てられた住宅に対して、市内業者による耐震診断、耐震改修工事をする場合に助成金を交付するものであり、助成金額は、耐震診断については上限3万円、耐震改修工事については上限30万円としております。

次に、総合的な相談窓口についてですが、高齢者や障がい者の方々をはじめ、市民の皆さんが抱えているさまざまな悩みや不安について、担当する窓口がわからない場合も考えられますことから、総合的に相談を受けられる窓口を新たに設置することにより、これまで以上に相談を受けやすい環境をつくり、市民サービスの向上を図ろうとするものであります。相談方法につきましては、専任の職員、または担当課の職員が総合相談窓口で相談を受け、必要に応じて担当課へご案内するなど、迅速かつ的確に相談者の方への対応を図る方法を予定しており、相談業務のほか、市役所の総合案内や市外の相談窓口の紹介なども可能な範囲で行うこととしております。設置時期につきましては、本年5月ないし6月には開設したいと考えております。

次に、福祉行政について、子育て支援についてであります。子育て支援センターの今年度2月末までの利用者数は延べ6,141名で1日平均約28人の利用者となっております。開設当初の平成13年度の利用者数は1日平均約47名となっており、利用者数が減少しておりますが、原因といたしましては、不況や雇用の不安定による共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化、出生数の減によるものと考えております。また、昨年10月に開設された道営住宅「であえーる」広場のこれまでの利用者数につきましては、延べ201人で週1回の平均利用者数は約12人となっております。

次に、本市の子育て支援策の評価についてであります。近隣の市町村では学校給食の無料化や医療費の助成等の子育て支援策が講じられておりますが、本市といたしましては、子育て支援センターを育児不安や孤立感を抱える子育て世代の出会いの拠点として、世代間交流広場の開設や子育てサポーターの育成、育児サークル支援、びばいっこフェスティバルの開催など、市民と協働し事業を進める中、ファミリーサポート「ゆりかご」の託児支援の取り組みや、2年間で約100名の子育てサポーターが登録されたことは世代を超えて子育てを応援する気運が高まったものと考えております。現在進められている子育て支援策を市民との協働により充実させ、子育て世代と地域住民との交流を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、豪雪対策について、国道の渋滞による学校給食への影響についてであります。2月8日の天候悪化による国道の渋滞により峰延方面への給食搬送が困難となり、インフルエンザで休校となっていた峰延小学校、中学校を除き、峰延保育所に副食が届かなかったところであり、園児の給食については、峰延保育所の対応により、届いていた米飯をおにぎりとし、非常用に保管していた缶詰とチーズを副食として給食に代えたところであり、2月8日以降の悪天候による国道の渋滞に当たっては、事前に情報を把握し、搬送業者と搬送経路の変更などを行い、給食の提供が滞ることのないよう努めてきたところであり、今後におきましては、非常用食品の施設ごとの保管や地域単位での事業者との非常時の職員供給提携など、さまざまなケースを想定した対応のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、教育行政について、学生ボランティアの活用についてであります。北海道教育委員会が学力向上対策として進める学力向上トリプルアップ事業の1つとして北海道教育大学を中心とした学生ボランティア登録制度を整理しているところであり、その学生ボランティアを道内の各小中学校が、休日や長期休業日などを利用して取り組む補充学習に派遣するものであります。派遣に伴う経費については、旅費や保険などは北海道教育委員会が負担し、遠距離などで宿泊が必要とされる場合の宿泊費は各自治体の負担とされているところであり、本市においては、本年度

長期休業中にすべての小中学校で補充学習に取り組んでいるところであり、学生ボランティア制度の活用により、子ども達の学習理解が深まり、確かな学力の定着が図られるよう努めてまいります。

次に、体力・運動能力向上に向けた「一校一実践」の取り組みについてであります。全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果により、本市の子ども達の傾向は、握力など全国平均を上回っている種目はあるものの、総力や持久力及び敏捷性については向上させていく必要があります。そのため、児童・生徒を対象に体力・運動能力の向上を図る取り組みとして、一校一実践を各学校で進めていくものです。具体的な取り組みとしては、一人ひとりの児童・生徒の体力・運動能力の状況を踏まえ、小学校での休み時間を利用した縄跳びや中学校での体育の授業内におけるランニングなどが実践されています。一校一実践の取り組みは、各学校の児童・生徒の体力の状況に応じて教育課程に位置づけて実施するものであり、家庭の負担はありません。子どもの成長には知・徳・体のバランスの取れた育成が重要であり、体力が低下している状況においては、児童・生徒の実態に応じて指導することは必要なことであり、これまでの指導の内容に創意工夫を加えて取り組むものであります。

次に、郷土史料館についてであります。ボランティアガイドにつきましては、平成23年度、24年度の2年間で取り組む事業としており、今年度はガイドマニュアルを作成しているところです。24年度はボランティアガイド養成講習会を開催して、常設展のガ

イドができるよう養成することとしております。この人数につきましては、若干名とし、当面は団体等へのガイドとして活躍していただきたいと考えております。

次に、開館期間についてであります。現在、財政健全化計画の具体的取り組み項目として冬期間は休館をしておりますが、23年度、24年度は冬期休館中も職員を配置して特別展や収蔵品の移動展示などに取り組むこととしておりますので、これらの成果も踏まえ、来年度実施を予定している郷土史料館のあり方を考えるワークショップの中で、開館期間も含め、今後の方向性について検討してまいりたいと考えております。

次に、ブックスタート事業の拡充についてであります。これまで生後7カ月の乳児に絵本2冊を送り絵本を通じて親子のふれあいやきずなを深めるブックスタート事業を実施してまいりましたが、新年度から新たに3歳児に対しても絵本を贈り、さらに親子が読書を通じてふれあいを高め、楽しく子育てができるよう支援するとともに、家庭での読書の習慣化を図ってまいりたいと考えております。また、この事業とともに図書館で行っているさまざまな事業を実施していく中で、保護者に対して読書の楽しさと習慣化することの重要性についてご理解をいただき、子ども達の就学後における読書活動の推進につなげてまいりたいと考えております。

次に、図書館ボランティアについてであります。現在、市民の読み聞かせボランティアサークルの「たんぼぼ」や「ひまわり」、朗読ボランティア「言の葉」の皆さん方のご協力により、図書館をはじめ、小学校、子育て

支援センター、放課後児童施設などにおいて読み聞かせなどの活動をしていただいております。さらに、ブックスタート事業の拡充に合わせて、新たに読み聞かせなどに個々でご協力いただくボランティアを募り、現在の読み聞かせボランティア団体等とも連携を図りながら、絵本を通じた子育て支援活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 7番、吉岡文子議員。

7番吉岡文子議員 自席から何点かについて質問させていただきます。

除雪の開始時刻とその後の降雪対応についてですけれども、私も夜中すべて起きているわけではないので、市民の方からも電話をいただき、自分でも1時ぐらいに除雪車が動いているのは確認しておりましたけれども、その後はもしかしたら入ってないのかなというような感もいたしておりましたけれども、今の市長の答弁ではそうではなく、きちんとやられていたけれども、今年は異常な降雪でしたから、そういった点だっという事を理解したところです。ただ、この車道と歩道の間の雪の壁についてですけれども、先ほどは市長の方は安全で安心な暮らしをという面から歩行者の安全対策ということもありましたけれども、これは予算が伴うことなのでなかなか難しいと思いますけれども、確か、東3条、4条当たりのゆたかニュータウン付近なんですけれども、変質者が出没してるという話がありました。それで、私も実際にその場所を見てきた訳なんですけれども、雪の壁が本来であれば除かれるんでしょうけれども、除かれてなくて、なおかつ、それが長く続いてい

ると。その場で変質者が出た場合、本当に困ってしまうのではないかなという感じがしました。かといって1カ所だけ雪の壁を崩したとしても、そんなところから歩行者がぱっと出てきたら、車道で運転している人は大変困るわけで、やはりきちんと壁の撤去というか、高さの半分ぐらいまで、人の顔が見える、そしてまた車を運転している人からも歩道の状況がわかるような形での撤去というのが、本来であれば必要ではないかなと。本当にこれは予算が大きく伴うことなので、今後の課題としてぜひご検討いただきたい。これは要望としてお伝えしておきます。特に防犯という観点から、この寒い時期にどうしてそんな変質者が出るのかとは思いますが、変質者が出るのは止められないので、ぜひそのあたりのところをお願いしたいと思います。

次に、危機管理担当部署についてですが、今ほど国道12号線の渋滞に伴って峰延保育所に副食が届かなかったという教育長の答弁を受けてなんですが、非常食の備蓄についてはやはり、この庁舎に集中させるのではなく、市内数カ所に分散させて、例えば今回のような給食が届かなかったときの代用とすることができないのか、お考えをお聞きします。また、とりあえずこの美唄で防災対策として予想される最悪の事態というのは、冬期間での地震災害があると思いますけれども、そのときの避難所での必要となる資材についての整備の考え方についてお伺いしたいと思います。特に過日、6日でしたか、北海道新聞に道内市町村への道新が行った調査ということで載ってございましたけれども、備蓄品の見直しということでは、非常食や飲

料水などの備蓄、それから今回の大震災で不足が指摘された毛布や暖房器具、そしてまた、避難所でプライバシーを確保する間仕切りというのもあげた自治体も多かったとなっております。私もぜひこのあたりの資材の整備が必要ではないかと思うんですけども、そのあたりの考え方についてお聞きしたいと思います。

次に、福祉行政の子育て支援策についてですが、利用状況をお伺いしましたところ、今からもう10年前と比べると非常に利用数が減っているというのがわかりますね。これは、先ほどの市長のご答弁にもあったように子育て世帯の厳しい経済状況が利用状況に反映しているのかなということもありますし、また、少子化ということもあると思いますけれども、個々の考え方もありますので、利用されてる方には最大限施設の有効利用のために、行政としても力を尽くしていただきたいというふうに考えています。近隣他市が直接支援を拡大している中、美唄市のように支援策、いろいろな多面的な支援策で子育て世帯を応援するというのは、やはり限界があるのではないかなというふうに思います。

子育て支援の目的の中には生産人口の定着があると考えています。流出を抑えて定着を図るためには、やはり気持ちの支援だけではなくて、直接の支援と両面での支援が必要ではないかというふうに思われております。今回新たに予算の中では定住策というのがありましたけれども、いろんな世帯の定住だけではなくて、子育て世帯に向けた定住策を図るためにも、やはり私は医療費助成制度というのは重大なものではないかと、今年のこの場

所でも、そちらに座っておられる方は全く変わっておいりましたけれども、同じ議論をしたことがありました。その際の質問で、小学生までの通院無料化にいくらかかるのかという時に、1,600万というふうなお答えをいただいたんですね。単純に割ると1学年では約270万円です。ただ、子どもというのは、年齢を経るに従って病院にかかる回数も、丈夫になって少なくなっていくと思いますので、このあたりのところは、ただ単純に割った数字なんですけれども、これは一般会計今年度にする、わずか1.6%ですね。多いか少ないかという判断はできませんけれども、その際もお話ししましたけれども、地方財政の勉強会の中で、この医療費助成制度、各自治体がやっている医療費助成制度というのは、金銭的にはそれほど大きな負担を伴わないけれども、それを受ける住民は非常に満足度が高い制度だというふうなことも言われております。その際、ここで議論した際に、確か本来は国がやる制度だというふうに、そちらに座っている方はおっしゃったんですね。それはそうなんですけれども、国がやっていない以上、やはり地方自治体が子育て支援策としてやっていくことも必要ではないかというふうな議論をした覚えがあります。ぜひ近隣の市町村がいろいろとやっている中、気持ちだけでは不十分、やはり直接今子育てをしている世帯への支援というのが必要ではないかというふうに考えておりますけれども、その当たりの考え方についてお聞きしたいと思います。

それから、教育行政についてですけれども、教育行政執行方針を伺いながら思ったことは、

ボランティアという言葉がすごく満載なんだなというのがまず感じました。それぞれの活動について、今ほどお伺いして理解はできたものの、学生ボランティアというものについては、やはり、ちょっと違和感を感じざるを得ません。道教委が声かけをして集めた学生ボランティアに長期休業中の学校の補習をしてもらうという話でしたけれども、今まで教育行政の中では、地域に開かれた教育行政、また地域で支えていただく教育行政ということがありましたけれども、道教委が集めた学生ボランティアというのは全く地域に根差ししていない、どこからやってくるのかわからないようなボランティアではないかなというふうに思うんですね。それを補習の要員に充てる、本来やるべきことをきちんとやっていて、その上での学生ボランティアを受け入れるというのではわかるんですけれども、子どもに確かな学力を身につけさせるということにおいて一番必要なことは、少人数学級の実現や教員の業務多忙の解消で、一人ひとりの子どもにまできちんと目が届くという根本的なところこそが重要ではないかと思われま。

よく聞く話ですけれども、今本当に小規模校というと、閉校、閉校というような話がついつきまわってまいりますけれども、小規模校には落ちこぼれはほとんどないというふうに言われてるんですね。ということは、やはり教員の目が行き届いているからこそ落ちこぼれがないのだと私は思っております。教育長については、この点についてこだわっていただきたい。まず初めにやるべきことは、少人数学級の実現や教員の多忙の解消で、それから、学生ボランティアの受け入れというこ

とが本来ではないか。今回は学生ボランティアを受け入れるということですが、そのところ、根本のところは私は重要ではないかというふうに思っているんですけれども、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、防災対策についてでございますけれども、大規模災害に備えた食料、毛布等の備蓄品や防災用資器材の保管場所につきましては、当面市役所や市の防災倉庫等に保管することとしておりますが、今後は空き校舎等にも配置することとしております。また、学校給食が届けられない事態が発生した場合の災害用備蓄食料の活用につきましては、状況に応じて対応してまいります。また、避難所に関する資機材等については、毛布やエアマット、発電機やポータブルストーブ、石油ストーブなどを計画的に整備することとしており、避難所のプライバシーの確保のための簡易間仕切りも必要と考えております。当面、食料や毛布、発電機などを中心に整備をし、その後、さらに必要なものを加えていきたいと考えております。また、ポータブルストーブやそれから発電機にかかる燃料の保管について、いろいろと調べるとさまざまな法律に、まとめて保管する場合は抵触する場合もございますので、この辺は十分調査をして環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

それから、給食費と医療費等にかかわる子育て支援についてでございますけれども、ご承知の通り、現在財政健全化を進めている最中でございますので、今後の状況を見きわめな

がら、これらについても検討してまいりたいと考えております。以前に子宮頸がんワクチン等の実施において、国が整備を進める前に自治体のそれらの事業の推進から、国がそれを追隨するというような件もございますので、しっかりと、自治体としても国にこれらの件について要望できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 吉岡議員の質問にお答えします。

ボランティア等の活用についてであります。学校教育を充実させ、子ども達の生きる力を育てていくためには、まずはその担い手である教職員の定数の充実、改善が必要であると考えており、これまでも全国教育委員会連絡協議会及び全国都市教育長協議会などを通じ、国や道に対し要望を行ってまいりました。この結果、小学校1年生については平成23年度から、2年生については道独自の取り組みにより平成24年度から35人学級となり、この動きは今後も低学年から徐々に改善されていくものと期待しているところであり、今後とも強く要望してまいりたいと考えております。

一方、子ども達の健全な育成は学校での勉強や活動だけではなく、地域総がかりで取り組むことが重要であり、このため、学校現場や社会教育の現場において市民の皆さんや学生ボランティアなど、さまざまな分野から協力をいただきながら取り進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 次に移ります。

6番、森川明議員。

6番森川明議員（登壇） 平成24年第1回定例会に当たり、大綱4点にわたって市長、教育長に質問をいたします。

1点目はジオパーク、地質遺産についてです。三笠市は石炭層、旧北炭幾春別の炭鉱錦立坑櫓などの炭鉱遺跡があり、アンモナイト化石を目玉にジオパークを目指す方針に入っているとの報道がありました。ジオパークとは地域の地史や地質現象にかかわる地質遺産で、ユネスコの支援により2004年に誕生、設定をされた世界ジオパークネットワークにより、世界各国で推進をされております。世界ジオパークと日本ジオパークとに分類をされ、世界ジオパークは平成24年1月現在で日本を含め27カ国、86地域からなります。日本からは洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、山陰海岸、室戸の5地域が認定をされております。日本ジオパークは、平成23年9月5日現在20地域が設定され、北海道の白滝アポイ岳、洞爺湖有珠山をはじめ、男鹿半島と大瀧、磐梯山、茨城県北、糸魚川、下仁田、秩父、伊豆大島、白山手取川、恐竜渓谷ふくい勝山、南アルプス、山陰海岸、隠岐、室戸、島原半島、阿蘇、天草御所浦、霧島の20地域です。過日、詳しい状況を知りたくてアポイントをとりまして、道庁環境・エネルギー室管理・鉱害対策グループ主査オガワさん、主事ヒムラさんと、さらに地方独立行政法人道立総合研究機構環境地質研究所、旧北海道地質研究所の研究主任ヒロセさん、理学博士から懇切丁寧に膨大な資料をいただきまして説明を受けてきました。恐縮して来ました。

内容は日本ジオパークにおける体制、どうすればジオパークになれるのか。委員会のあり方、申請の窓口、運営組織等、またジオパークの加盟への流れ、加盟申請書、ガイドライン等です。誕生された例の1つには秩父がありますけれども、あそこはブナの原生林、内田家住宅、カタクリ、花、宮沢賢治の歌碑、秩父鉱山、そして盆地の桑畑等で立候補した背景と理由は地質学的な意義、また歴史と文化、大都市近郊の貴重な自然保護保全地域である。地域振興等が挙げられていました。また、天草御所浦は貝、交流の足跡、下仁田は妙義山と特産品のネギとコンニャク、隠岐は大陸から分離した島など、また、さまざまな岩石、荒波に浸食されてできた断崖絶壁などがジオパークに認定されております。

そこで、美唄にもジオパークに認定される候補が4点にわたってあるのではないかというふうに認識をしているわけでありまして。第1点は、炭鉱遺産です。メモリアル森林公園と石炭層です。大正13年から昭和47年の閉山まで稼働していた炭鉱の繁栄のシンボルと言える旧三菱美唄炭鉱の立抗、この巻き上げには歴史的遺産として炭鉱遺産でもありますし、石炭メモリアル森林公園、三菱美唄記念館、そして、炭層鉱石が見られるという点です。さらに美鉄後のあのサイクリングロード、また、旧東明駅SLもその1つではないかというふうに思います。何しろ全盛期、三井、三菱をはじめ炭鉱数が7つがあり、昭和26年には北海道の5分の1、200万トンの出炭量をほこっておりました。炭鉱のまちとして人口も昭和31年ピーク時には9万2,000人もいました。まさに旧炭鉱というの

は市の誇りであります。

2つ目は、石狩川の蛇行による中村の伊藤沼、菱沼とその地層です。中村出身の同僚議員もいますが、石狩川の蛇行は低地帯を北から南に還流し、流路は自由に蛇行を行い、融雪期や豪雨の増水期に三日月上の湖沼と沼とに流れていたわけです。あそこにアイヌが住んでいたと説あります。伊藤沼はトイエヌタップトー、菱沼はタンネトー、特産品のベカンベもありますけれども。弘法橋、キカルシユトーと呼び名があるわけなんです。大きい沼の三軒屋沼、いわゆる中島というのがありますけれども、昭和6年に行政区画変更によって現在は浦臼町に編入をされております。蛇行による沼、この一帯の地層はヒロセ理学博士さんによりますと、地質学にも非常に貴重なものであるということをおっしゃいました。

3点目は、北海道農業研究センターの美唄湿原と地層です。開発庁にある農水省北海道農業研究センター美唄試験地の湿原、道内で540メートル、南北で440メートル、小さい泥炭地ですけれども、大正8年、美唄泥炭地研究室として設置され、昭和63年に研究室にされました。開発研究で客土や暗渠排水等によって土地改良による美田に変貌した訳で、今、湿原は本当に小さいものしか残っておりませんが、研究室は大きな役割を果たしたわけでありまして。泥炭地の湿原がいまだ残されているということは、地質的に評価をされております。

4点目は、光珠内のいん石、いわゆる石質と言いますか、球粒です。1つの認定としては難しい一面もあるかもしれませんが、いん

石落下の確認が国内では日本いん石標柱26番目に認定され、道内では唯一のものである。私も近くにいなながらそれを見たことはございません。大正14年の文献によりますと、9月の夕方、天から降ってきた近くの畑の作業中の人はあまりの轟音で飛行機からの爆弾が落とされたと、怖くなったという語りがあります。天然記念物、市指定文化財となっております。市からは非常に名だたる郷土史研究者も多数おります。ぜひ、産業活性化と新たな観光の拠点として協議会等を立ち上げ検討していただきたいと思っております。隣の三笠市は冒頭申したように、そこと鉱質は変わってはいないというふうに理解していますが、ともに炭鉱遺産を持っております。本年の3月3日、報道ではこの産業活性化のジオパーク構想に推進事業費として1,700万、石炭地価ガス化に300万、平成24年度予算案を三笠では計上しております。市の地質学的な4点を候補地で挙げましたけれども、市長の考え方をお伺いをいたしたいと思っております。

2点目は福祉行政についてです。1つは、孤立死対策についてです。最近札幌市白石区のマンションで40代姉と知的障がいのある妹が孤立死したと。これ問題、悲しい出来事で、生活に行き詰まった人の存在に誰一人として気づかなかつたという重い事実を残しました。また、埼玉では60代の親と子どもの餓死、ミイラ化していたと。猫も餓死状態で死んでいたと。そばで死んでいたということです。所持品が一円玉数枚と飴玉と水だけだったと。その生活状況、啞然といたしました。東京立川市でも孤立死が発生をしたと。今は社会問題になっております。近くでは歌志内

市でもありました。共通してここと言えますことは、いずれも家賃滞納とか電気やガスが止められた。生活保護は受けていないという実態なんです。住民登録のない方もいます。札幌の場合は、生活保護認定の手続きの相談に3度も区役所を訪れた。こういう事実があります。個人情報保護もあり自治体として把握は難しい一面があるにしても、福祉の面からこのような生活困窮者を未然に防止する、事故を未然に防止する。市はどのような孤立死対策をとっているのか。知的障がい者の訪問調査実施をしてるといふふうに思いますけれども、その場合を含め、次の点についてお伺いをいたしたいと思います。

1つは、知的障がい者の生活状況の把握はどのようにしているか。2つ目は、家賃、電気・ガス料金等滞納に対しまして、会社とか家主とかに市の連携はできないものなのか。わかるような方法はないものかということ。

3つ目は、療育手帳を持つ知的障がい者の数。4つ目は、その内、生活保護、介護、保険などの福祉サービスを受けていない数。5つ目は、その内の在宅の単身者数です。6つ目は、このように孤立対策、いわゆる防止対策の実態をお伺いいたします。

3点目は、農業問題についてです。平成24年産米、生産目標が空知管内で133トン増加したものの、市は4,255ヘクタールの2万3,754トンの配分でした。いわゆる24トン減らされてるんです。この積算も道は非公開にしていますので、ちょっと矛盾点も感じるわけです。このような状況のもとで今注目されているのは水稻直播です。空知農業のシンポジウムでも平成18年の108

ヘクタールから平成23年には計画ベースで約6倍の697ヘクタールまで拡大されたとの実績の報告がありました。直播は耕作放棄地が増加をしている中で、高齢化、担い手不足が進んでおり、省力化、低コストでできる栽培方法として、可能性が広まっております。文献では昭和40年に愛媛県伊予市の農家の体験もあり、歴史は非常に古いもんです。同僚の市議にも、この直播栽培の責任者の立場の方もおりますけれども、現在、市の状況についてお伺いをいたしたいと思います。

1つは、市の直播面積と戸数。平成23年度の平均反収。2つ目は代かき後に播くたん水直播と乾田直播の比率。3つ目は、直播はピラフとかリゾット、いわゆる業務用米が主流なんですけれども、良食味品質も改良がどのように進められているか、その経過。4つ目は、栽培に関する問題点と将来展望についてです。

次に、4点目は教育問題について3点お伺いいたします。1つ目は、集団でのフッ化物洗口についてです。幼稚園児のフッ化物洗口が実施されたと聞きました。当初予算に具体的な提示がなく、幼稚園管理費からの支出というので、安全性を巡る取り扱いが究明されていない等々問題点が多く、この件に対しては、前回の定例会で集団で実施すべきではないと質問してきましたけれども、全然知らされていない中で、私から言えば強行的に実施、到底納得がいくもんでございませぬ。前回は、質問に対する教育長の答弁不親切で歯切れの悪いものでした。いわゆる答えてない項目もあったわけです。

そこで、北海道新聞の読者の声に集団での

フッ化物洗口は必要ないということで投書いたしましたところ、昨年12月29日に掲載をされました。同じ日に1ページに亘って北海道歯科医師会の全面広告があったと。知事も必要であるという立場でその広告の中でコメントをしていました。集団ですべきでないという反響はすごいもんです。同じ意見ということで、札幌市、旭川市等から自宅に電話があり、どこで探したんでしょうね、電話番号が。空知支庁管内でも子を持つ親から不安だと訴えてきた電話も多々ありました。旭川は既に協議会ができてるんだと。その後、協議会にぜひとも今後一緒に行動しませんかという、そういう話もありました。いわゆる励まされた訳です。大きなうねりとなって切実な声が私のところにも多々届けられました。危ないということです。

今年に入りまして、2月3日に大学教員という方が、慌てたのかフッ化物洗口は虫歯予防に有効であると。新潟県、佐賀県で広く普及し、事故報告はされていないとの文面で、これは事実と違うんですよ。調査グループです。これも、やがてこんなにフッ化物のだんだんだん厚くなってきました。これだけ、とにかく反対しなければどうにもならない、こういう資料が届いているんです。その中であの大学教諭は世界保健機構WHOや公的機関や学会での安全性が確認をされたとありました。中止を求める日本弁護士会の意見とは違います。この手持ち資料には佐賀県山内町、今の温泉のあるところ武雄市、ここの調製ミス、さらには新潟県十日町市の保育園ではフッ素洗口液と消毒液を取り間違えた。そういう事故が発生をしてるんです。私が前

に勤めた事のある長崎県でも香焼町、現在の長崎市に合併をされておりますけれども、そこでは小学校で洗口を使用したコップの消毒液ハイアミンが残留したまま洗口したという事で、14人が異常を訴え救急車が、そして、2人が入院する事故が発生しているんです。事故はなかったというのは、これ嘘ですよ。事故に遭ったから、このように問題視をする。こういう状況があるんです。ですから、私は疑わしいものは使用するな、使用せず、この原則に入るべしということなんです。現場の対応も含めて、次の点についてお伺いしたいと思います。

1つは、安全性は確保されたのか。2つは、保護者の説明は十分にされたのか。3つ目、実施幼稚園と園児数。4つ目、劇薬であるフッ素の保管、管理状況。5つ目、洗口液を作る人、注ぐ人、その洗口液の処理方法。6つ目、教職員が非協力の場合、職務命令の発出は考えているのかどうかという点です。

教育の2点目は、「日の丸・君が代」についてです。3月の卒業式、4月の入学式を迎えましたが、学習指導要領に基づき、日の丸・君が代が強制的に行われようとしています。このことは、道人事委員会の採択や平成18年度東京地裁判決で示した大綱的基準から離脱しています。国旗・国歌法にも尊重する規定はありません。政府は国会の答弁でも強行するものではないと答えております。学校現場が混乱をさせない、処分をもって強制しない、共通課題のもとに実施するという従来の確認を尊重すべきで、本年1月16日の最高裁の判決では不起立者に対しまして重い処分に慎重な考慮をすべきとの判断が示されまし

た。教職員の思想信条の自由を条件つきでし
ばる、このこと自体が憲法違反で民主主義の
根幹にかかわる問題なんです。次の点を伺い
ます。

1つは、混乱をさせるような行動はすべき
でなく、卒業式・入学式をスムーズに行われ
るような方針を取るべきであるという点。2
つ目は、1月16日の最高裁判決、どのよう
に感じているかという点。

教育の3点目は、防災、放射線、エネルギ
ー教育についてです。昨年3月11日の東
日本大震災、ちょうど予算委員会の開催中
でしたが、早いもんです。もう1年間
になろうとしております。被害者数が3月6
日昨日現在で、警察庁のまとめでしたが1万
5,854人、行方不明者が3,272人、
避難・転居者が復興庁のまとめ、2月23日
現在で34万3,935人、まさに未曾有の
災害でした。この1年間大規模な自然災害の
教育、原子力発電事故、防災教育のあり方等、
見直しが進められてきました。また、本年4
月からは新学習指導要領でも中学校の理科で
放射線について教えることになっています。
未来ある子ども達とどう向き合い、伝え、教
えるのか、この教育内容についてお伺いをい
たしたいと思えます。

1つは、エネルギー、環境教育の対応。2
つ目、原子力発電の危険性、自然エネルギー
の利用。3つ目は、防災、減災教育をどのよ
うに行われているか。4つ目、放射線教育に
ついて文科省の副読本。これ既に配付をされ
てるんですけども、この内容についてです。
ちょっと長くなりましたけれども以上が質問
内容です。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君（登壇） 森川議員の質問
にお答えします。

初めに、ジオパークについてであります、
近年、地層、岩石、地形、断層などのさまざ
まな自然遺産を保護しながら自然と人間の関
わりを理解する場所として整備し、科学教育
や防災教育の場として、また新たな観光資源
として地域の振興に生かす取り組みが行われ
るようになっており、平成20年から日本ジ
オパークの認定制度ができております。道内
におきましても、洞爺湖有珠山ジオパークを
はじめ、遠軽町の白滝ジオパーク、様似町の
アポイ岳ジオパークが日本ジオパークとして
認定登録を受けており、三笠市、鹿追町が検
討を行っていると同っております。

日本ジオパークの認定を受けるためには、
専門家等を委員として関係省庁をオブザーバ
ーとしている日本ジオパーク委員会の認定を
受けることが必要であり、認定を受けること
によりジオパークという名称を名乗る事がで
きる事となっております。認定申請の要件
は優れた地形、地質遺産を持つ地域でジオパ
ークを運営する組織体制が確立されており、
対象となる自然遺産に関する保全、研究、教
育、普及活動や自然遺産を見るジオツアーを
既に行っていることのほか、認定申請書の提
出期限までにジオパーク活動の支援等を行う
NPO法人日本ジオパークネットワークの準
会員として加盟していることなどとなって
おります。

本市の石狩川周辺の湖沼や美唄湿原などが
ジオパークの対象となるかなど、認定申請の
要件もございますので、今後研究をさせてい

ただきたいと考えております。

次に、福祉行政について、孤立死対策についてであります。札幌市などで知的障がい者が孤立死した問題を受け、市では市内の知的障がい者で、孤立する可能性のある方について、改めて本年2月に実態調査を実施いたしました。まず、知的障がい者の生活状況の把握の方法につきましては、福祉サービス等を受けていない知的障がい者宅へ2人1組の3班に分かれ訪問し、世帯構成の状況、困ったときに援護をしてくれる方がいるか、また、相談できる方がいるかなど、近隣などのつながりについて聞き取りをしたほか、市内の相談窓口を紹介したチラシを配布いたしました。

次に、ガス事業者等との連携についてであります。電気、ガスなどの料金滞納者への供給停止について、北海道が市町村を代表して事業者と協議を行い、個人情報保護などの問題を含め話し合い、一定の基準を策定することから、市としてもこの基準を持って事業者と連携できる仕組みづくりを図っていききたいと考えております。

また、療育手帳を持つ知的障がい者については、平成23年12月末現在で420人で、そのうち生活保護、介護保険など、福祉サービスを受けていない数については40人で、うち在宅の単身者数は8人です。実態調査の結果としては福祉サービスを受けていない方並びに在宅の単身者につきましては、同居している方が福祉サービスを受けている場合や、単身者であっても障がい者自身が就労されている場合など、社会的につながりがございました。

次に、孤立死防止対策についてですが、今後とも社会的孤立が疑われる障がい者について、障がい者自身やご家族など、緊急時の連絡体制を整えることの必要性について啓発周知を図ると共に、安否確認や声かけなどを民生児童委員の日常訪問活動などの際に行う体制づくりを進めてまいりたいと考えております。なお、本市では現在、要援護者マップ作成事業を実施し、調査結果の分析を行っておりますので、今後、それらの活用により援護が必要な方に対して適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、農業関係について、水稲直播についてであります。平成23年度の取り組み面積は164ヘクタール、戸数では37戸で反収は美唄市直播研究会の調査結果によると、平均で10アール当たり517キログラムとなっております。また、たん水直播と乾田直播との栽培面積の比率は、たん水直播が63%、乾田直播が37%となっております。品種については、良食味米の「ほしまる」と加工適正に優れた「大地のほし」が中心ですが、平成22年からは「おぼろづき」も栽培されております。水稲直播栽培における課題としては、安定多収に向けた施肥・除草体系の確立やほ場の均平化、早期乾田化などがあると伺っております。今後、農家戸数の減少などによる水田経営の大規模化が予想されることから、低コスト・省力化につながる水稲直播栽培は、本市水田の農業にとって欠くことのできない栽培技術であると考えております。このため、今後におきましても、農業関係機関・団体と連携して、水稲直播栽培技術の普及及び定着に努めてまいりたいと考えて

おります。

なお、国や道の試験・研究機関での直播栽培に適した品種開発については、もう少し時間が必要な状況にあると伺っております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、教育問題について、フッ化物洗口についてであります。フッ化物洗口の安全性については、WHO世界保健機関や厚生労働省など、国内外の専門機関や専門団体が一致して安全性を認めているところであります。

次に、保護者への説明については、12月中に三井美唄、栄のそれぞれの幼稚園において、学校歯科医師の協力を得て、保護者説明会を開催し、資料や映像等を用いて分かり易く説明を行ったところであり、不安に関する質問についても歯科医師から丁寧に説明を行い、理解を図ったところであります。

次に、実施している幼稚園と園児数については、公立幼稚園2園で実施しており、対象園児数30名に対し14名が実施を希望し、フッ化物洗口を行っているところであります。

次に、薬剤の管理・保管については、鍵のかかる保管庫を用意すると共に、薬剤の使用簿を備えつけ適切な管理に努めているところであります。具体的な取り扱いについては、エスペンサーボトルに水200ミリリットルを入れ、ミラノール薬剤1包を溶かし、2回のポンプ動作を行い、紙コップに7ミリリットルの洗口液を注入してうがいを行うもので、うがい後は紙コップに洗口液を吐き出し、その中にティッシュを詰めてゴミ箱へ捨ててい

るところであります。取り扱いに関しては、幼稚園教職員が行っております。なお、実施に当たっては、幼稚園教職員に対し、フッ化物洗口の必要性、安全性、取り扱い手順など、しっかりと理解を図りながら進めているところであります。

次に、国旗・国歌についてであります。学校の儀式として実施される卒業式・入学式において、直接子どもの指導にあたる教職員が国歌斉唱時に起立することは社会通念上、当然のことであると考えております。これまで、卒・入学式における国旗・国歌の実施に関し教職員より意見が出されておりますが、校長を中心とした粘り強い指導により、教職員の理解を図り、学習指導要領に基づく学校儀式が行われるよう適切に指導してまいりたいと考えております。

次に、東京都の教育長通知における、職務命令違反にかかる最高裁の判決についてであります。教職員に対し、国歌の起立斉唱の職務命令は、暴権であり懲戒以上の処分は慎重であるべきとの内容と認識しております。今後ともひとつ、入学式での国旗・国歌については、適切に実施してまいりたいと考えております。

次に、防災、放射線エネルギー教育についてであります。本市で使用している、教科書では小学校3年生から6年生までの理科において物理とエネルギーを扱っており、3年生では風やゴム、光・磁石電気の性質。4年生では電気の働き。5年生ではふりこの運動、電流の働き。6年生ではこの規則性、電気の利用となっており、中学校では電気や運動エネルギー、科学技術と人間においてエネル

ギー資源の利用と自然環境の保全のあり方を学びます。また、小学校4年、5年生の社会では自然環境や地域の資源にかかる学習、中学校の地理分野で資源、エネルギーと産業、公民分野で地球環境、資源エネルギーを学びます。

次に、原子力の危険性についてであります。小中学校の社会科と中学校の理科において原子力に関する学習が扱われております。社会科の教科書では小中学校でウラン燃料の海外依存について、中学校ではさらに二酸化炭素を排出しない利点はあるが、放射能の安全性に課題があるとの記述があり、中学校の理科では燃料や廃棄物からは人体に有害な放射線が出ることや、万一事故が起きた場合の放射能汚染の防止などに問題が残されていることなど、特徴や課題に関する記述となっております。自然エネルギーについては、本市で進める、冷熱エネルギーの活用など、小学校社会科副読本「美唄」で取り上げて、指導しているところであります。

次に、防災減災教育についてであります。児童生徒の安全安心な教育環境を第一に、各学校では防災訓練を教育課程に位置付けて実施しております。具体的には、地震及び火災に関する避難訓練を年に1、2回消防署の協力のもと実施すると共に、小学校や中学生の社会化の中で、地形や気候の特質から自然災害と防災について学ぶことになっていきます。教育委員会といたしましては、昨年3月の東日本大震災から1年が経過するこの時期に、地震から学んだり、感じたことなどを児童生徒へ考えさせる機会として、全校朝会や学級活動とで取り上げるよう、校長会議で指示し

たところであり、今後とも防災訓練の計画的な実施と、事前事後指導の充実を図ってまいります。

次に、放射線にかかる指導内容についてであります。教科書における社会化の記述において、小中学校でウラン燃料の海外依存について、中学校では二酸化炭素を排出しない利点はあるが、放射能の安全性に課題があることあり、中学校の理科では燃料や廃棄物からは人体に有害な放射線が出ることや、万一事故が起きた場合の放射能汚染の防止などに問題が残されていることなど、特徴や課題に関するものとなっております。文部科学省の副読本につきましては、昨年11月に作成されました小学校用、中学校用、高校用と児童生徒の発達段階に応じて放射線の知識、人体への影響、測定方法や身の守り方などの内容となっており、教科指導に活用されるものと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 6番森川明議員

6番森川明議員 それでは自席から意見を含めまして、再質問を行いたいと思います。

1点目の、ジオパークの地質遺産としての市長の答弁ですけれども、今後調査研究をしていきたいということでした。内心、果たしてどうかなという感も伝わってきたことも事実であります。しかし、市には新たに歴史が一目でわかるような郷土史料館もありますし、また、炭鉱最盛期の作業風景や当時の暮らしぶりがよくその中でわかります。石炭の柱といますか、これは昭和25年に美唄川の上流から採炭された塊炭もあります。また、囚人によって開拓をされました、ぶよぶよした

泥炭地にいかだを浮かべ開拓の礎を築いたと言われる地質学的にも結びつけることができる峰延道路だとか、または、上川道路、樺戸囚治監、空知囚治監の囚人の手なしではあり得なかった訳であります。また、美唄の地形は植物、森林、野鳥に恵まれており、林業試験場は森林資源の向上と環境保全に大きな役割を果たしております。調べてみますと、美唄にもアンモナイト化石が発掘された歴史があるのです。市勢要覧、昭和55年の自然と探るといふところにこの美唄のアンモナイト化石が載っております。市長は、新春インタビューの中にもありましたけれども、本年は、中国からの観光会社や、または企業の関連の経済人が団体で訪れるという見通しがあるわけですが、この日本ジオパークの検討を産業振興の活動になるかもしれません。プラスチック材料として、ひとつとらえていただきまして、是非とも、検討してはいかがというふうに思っております。答えはあえて要りません。

それから2点目の、福祉行政についての孤独死対策についてです。マップの作業事業と合わせまして、常に2人1組、3班で、この福祉サービスを受けています知的障害者宅を訪問し、調査を実施をしているという回答でした。札幌、旭川市を始め、滝川・岩見沢・芦別市等ではそれぞれ戸別訪問をした実施済みの報道がありました。中には地道な活動を通じている民間の福祉団体の支援も必要ではないかとのコメントもあったことも事実あります。以前は、消えた老人というのが社会問題となりました。いわゆる都市砂漠です。今でもコミュニティが無く、向こう3軒両隣の

つき合いもない殺伐とした過ごし方。隣の人とは一体誰なのかわからん。こういう状況が依然として続けられてる現実もあるわけです。行政と相談があって初めて対応しているわけだ。個人情報保護法によって生活状況に触れられたくない点が多くあり、これまた深刻ですが、しかし、孤立死については何事も未然に防止をする電気・ガス料金が停められている家庭と会社、行政との連携を初め、療育手帳を持つ知的障がい者では、美唄市は答弁では420人いるということでございます。その中で福祉サービスを受けていない方が40人、また、その内8人が在宅の単身者というお答えでした。社会的孤立が疑われるこの障がい者に対し、連絡とケアを含む体制づくりに行政は特に注視を注がなければなりません。

再度伺いたい点があるんですけれども、調査結果の分析など、札幌・旭川市初め先ほど言いました岩見沢・滝川・芦別等ではすでに公表済みであります。市としてはいつ頃それを予定しているか。非常にタイミング的な面もあるかと思っておりますけれども、市長の答弁では、調査済みということでありますので、私は1日でも早く市の状況等を公表すべきと思っておりますけれども、その点どのように考えているか、お伺いをいたします。

3点目は農業問題、いわゆる水稲の直播についてです。直播の歴史、これ以前、非常に古いもので雑誌「現代農業」の平成19年4月号ベストセレクションというのがあるんですけれども、その別冊を見てみますと、市の今橋道夫さんはミントカメムシ防除「香りのあぜみち」でつくり方を掲載をされておりましたが、その後に直播について、昭和40年

に団地の稲づくりとして愛媛伊予市の福岡正信さんが増収、手間をかけない稲づくりということで、二毛田、10年余り耕起をすることなく、起こすことなく、米麦を連続して直播し、麦わら・稲わらを全部利用している実績データが詳しく載っておられました。非常に成功したという例です。今も続いているということです。それからまた、平成21年度農文協の農業技術作物1には、これは、「低コスト省力で拓く水田活用新時代」として、直播が転化した秋田県大潟村の乾田直播875ヘクタールを実施している矢久保英吾さんが、収穫で反収10俵以上とっているという、そういう実績が載っておりました。さらに、その浮いた実績を、労働力をイチゴ栽培に傾注してるといってごさいます。北海道新聞でも、実は1年間6人の農家のその四季のレポート空知を耕すということをしずっと連載されてきましたけれども、これには、美唄市からは宮島沼付近の須藤孝一さんのいわゆる農業経営のレポートもありましたが、注目されるのは、その中で岩見沢市北村の伊藤浩光さんが空知管内で初めて全面積を直播に切り替えたというそういう話が語っていた点があります。市の状況も答弁によって知ることができました。直播は大規模化、高齢化、担い手不足、耕作放棄地等の増加等、今後の進行予測により、省力低コストに合致できる栽培方法であります。市の面積も今後増えることが当然予測がされるわけでありまして。品種についてもピラフやリゾット用だけではなく広範な需要に向けて、研究が進んでいる状況です。もう少しこの点については時間がかかるという答弁でした。さらに技術面での課題も見ら

れるということです。その克服に向けまして市も関係機関団体と連携をとり、直播は美唄であるというそういう実績をひとつ示すように、市も指導していただきたい、このように思います。答えは要りません。

4点目の、教育問題でありますけれども、その1点目、集団のフッ化物洗口についてです。答えを聞きますと、全く知らないうちに実施されたのに驚きを感じたという先ほど言いましたけども、なぜ急ぐのか。はかり知れない数多くの問題点があるわけなんです。実施希望者が幼稚園児の5割にも半分にも満たない状況であると。これは、なぜかと言うと、やはり安全性の確認が乏しいと。危険の広まりと同様、保護者が心配した率直な気持ちのあらわれと見ています。誤って呑んだ、入院した例も言いましたけれども、このような事故もやはりまた、4歳以上ということは、これは非常に集団でフッ化物洗口には若干無理な年齢ではないかというふうにも見てるわけなんです。歯磨きの励行だけで、これは十分なんですよ。それにかかる費用ですけれども、実は一人当たりのコスト、幾らぐらいになっているか。答弁では保管庫もなく、購入したのかしれませんけれども、備えつけたということです。洗口液処理方法も正しかったのかどうか。当日、学校歯科医というのがありますけれども、その歯科医の立会があったのかどうか。これ、お答えではどうも歯科医の立会はないようです。今後は、小学校に導入をしたいという考え方ですけども、教職員はこの劇物であるフッ素の取り扱いを拒む、これは当然予想されることですよ。その時は校長が職務命令を発するのですか。十分な必要の情

報を提供し説明をしたいという論議がされてもそうとは思われません。前回の定例会質問にもこれは議事録見ればわかりますけれども、実は教職員が取り扱いを拒否した場合は、業務命令を出すのかということについては、明確な答えを出していないですよ。教育長、そうですよ。ですから、理解されるよう努めると言っても納得はしていない、こういうことなんです。ですから、その点について、やっぱりひとつ再度お伺いをしていきたい、このように思います。

それと、教育問題の2点目ですけれども、日の丸・君が代についてです。答弁では、起立を求めるのは職務で、学習指導要領に沿って適切にやるということでした。これは議論は噛み合いませんね。噛み合いません。社会通念上、その起立することは当然という職務と言い切っていますけれども、教育界の思想・信条を無視し、教職員の思想・信条を無視し、無理やり起立させる。従えないものは処分するぞという、こういう考えであるというふうに思うんですよ。私も、卒業式や入学式は、これは当然大切だと思っております。それぞれの学校で創意を工夫し、児童・生徒・教職員そして、保護者がその一体となって考えた内容で行うべきではないですか。

起立と言えば、実は大阪府の教育委員会も全教員1万3,000人に職務命令を出しました。これは、全く異常ですね。この起立条例設定後初の卒業式で、府立高校では8名の不起立者が、立たない人が出たんですよ。教育の現場に無力感が漂っていると。そして、強制的なこの圧力というのは、すっかりその卒業式そのものがしらけてしまったと。なん

かこう情けない状況になってしまったという先生のコメントもありました。大阪と言えば、昨日ですか、出ておりましたね。公務員が刺青をいれてる人もいますよ。こういう、論外のばかげたところなんです、それにしても「大阪維新の会」の独裁的、独善的なやり方、職員教育の基本条例案。それから、労働組合を敵視した、不当労働行為にあたると思われる職員の思想調査。これ、持って来ておられますから、見せてくれって言ったらあります。マニフェスト八策、これは、教育委員会が要らない。橋本が教育委員会なんか、あのくそやろうと言ってるんですよ。知ってるでしょ、くそやろうですよ。教育委員会のくそやろう。こういう放言をしてると。教育基本法をもしとったら、大阪の教育委員の府の5人が全員やめますからまでも言わせてると。なぜこういう話をするかと言いますと、これはやがて道、そして市の中でもかかわってくる事項の可能性が強いから、あえて言っているんです。小泉は自民党をぶっ潰しました。確かにすごいですね。野田はなんか聞くと民主党をぶっ潰す可能性が非常に高くなったんでないかと。冷や冷やもんです。橋本は大阪府を始め教育委員会をぶっ潰すんですよ。嫌な世の中になりましたね。

次に、本年の1月16日の最高裁の判決ですけれども。君が代、これに起立しない職務命令違反、停職減給は取り消し、重い処分は慎重な考慮を求め厳罰を戒めている。初めての判断を示したわけです。減給や停職は安易にすべきではない。行き過ぎた行為だという判決ですよ。学者間でも厳粛に受け止め、懲罰はすべきでないというコメントもあります。

このように処分の対象にするという、教職員に対する目の敵にするようなこの日の丸君が代に対して、無理強いをさせないよう、校長への強い締めつけはやめていただきたいと。統一的なやり方はいかなものか。こう思うんです。混乱なく実施できる方針は無いものか。どうか。再度伺います。

教育問題3点目は、防災、放射線、エネルギー教育についてです。それぞれ答弁をいただきました。問題点は防災教育、原子力の危険性を力点を置いて、脱原発ということは教えるべきでないかとも思ってるわけなんです。「無くそう原発」の文献では、放射能の恐ろしさ、百年でなくて、百年から千年続くって言うんですよ。害毒が続くと言われてるんですよ。廃棄物の処理法も、まだ確定しておりません。理科の教える時間数についても2ないし3時間しかないというんですけど、自然界は常に放射能が存在し、それを浴びているわけなんです。また、人間は放射線を利用して生活していると。実際には、医療現場でも多く使われてるわけです。切っても切れない現況下になっているわけなんです。常に危険性とも業務で向き合っているという状況で、子供や、保護者から不安視しているこの線量、被爆の問題、扱い。文科省が作成をいたしました副読本ですけど、これは指導の重点項目を教育委員会が定めて内容を教えるべきだと思いますけれども、その点どう考えているのか、以上、意見を含めまして再質問をいたしたいと思えます。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

孤立死の公表についてでございますけれども、孤立死の調査における結果については先ほど申し上げたとおりでございますけれども、この内容につきましては、業務上の調査ということでございますので、現在のところ、公表は考えていないところでございます。

以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 森川議員の質問にお答えします。

初めに、フッ化物洗口についてでありますけれども、今年度の一人当たりの経費につきましては、洗浄液を入れる容器代や紙コップなどのほか、保管庫などの初期設備を含めますと約4,000円となっております。

次に、フッ化物洗口の小学校への導入についてありますが、保護者や教職員に対し、フッ化物洗口による効果や安全性などについて十分に説明し、理解されるよう今後取り進めてまいりたいと考えております。

次に、国旗・国歌についてありますが、卒入学式の儀式においては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するものであります。直接子供の指導にあたる教職員が国歌斉唱時に起立することは、このたびの最高裁判決にもある通り、職務であると考えております。

次に、学校における防災教育であります。学校が行う防災教育は、学校安全の3領域であります生活安全・交通安全・災害安全のうち、災害安全に係る内容として、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度を育成するものであり、現在各学校では身近な災害として地震や火災

などを想定し、訓練等を通して命を守ることを考える指導を行っているところであります。原子力の危険性や原子力発電につきましては、中学校の社会科と理科において特徴や課題に関する内容を学ぶこととなっております。

次に、文科省作成の副読本についてであります。放射線や放射能、放射性物質について学び、自ら考え判断する力を育むため、学校教育における指導の一助として使用していくものと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 6番森川明議員。

6番森川明議員 再度またお聞きをいたしますけれども、教育長にですね。フッ化物洗口についてですけれども、本来、有資格者である歯科医師が直接行うべき事業であるというふうに思ってるんですよ。無資格者である、劇薬物のフッ素を取り扱うということ自体がね、危険この上もないということなんですけど。そのことを冒頭指摘をしておきたいと思えます。ですから洗口を行うのであれば当然、歯科医師の学校歯科医っておりますから、その立会いの中でやるのであれば、またこれは条件は変わってくるかも知らん。私はだけでも集団ではやるべきで無いということですよ。今の危険性から見たら。歯磨きで十分だということですから。それと、日教組の養護教員部が平成20年にまとめた調査の結果ですけれども、どうもフッ化物の危険性の関係ですけれども、これこういうデータだってあるんですよ。集団で行うこのフッ素洗口によって子供たちに吐き気や嘔吐、頭痛、気分不良など、急性中毒と思われる症状が本当に多く出ております。また、かなりの頻度でフッ素

によるアレルギー症状が出ているんです。これ、北海道の中でもあるって言ってましたよ。ですから、その訴えは歯科医師に直接行っているということですよ。ですから、同じ歯科医師の資格を持っていても、片方は、これはもう賛成だから早く行うべきだという意見と、ちょっと待った危険ですよという歯科医師もそのように分かっている、こういうのが実態です。全部が全部ではありませんよ。ただ、歯科医師会の公評としては行うべきだってなってますけども。ここの歯科医師さんの意見を聞くと、かなり違いがあるということは認識をしておかなきゃならんではないかと思えますね。ですから教職員は行いたくないんですよ、これは。今後この点についての職務命令の関係についてはどうもなんか歯切れ悪い、分かったようで分からんというのが実態ですよ。どうなんですか。その点お伺いします。

それと、日の丸君が代の、確かに起立に関する質問に対しましては、反感を抱く、そういう方もいるでしょうね。ただ私は戦争に対する様々な思いが、君が代に対し向き合えない人々を生み出していると、そう思ってるんです。ですから教職員の方々もその一人なんですよ。時代も流れてきました。日の丸君が代に疑問を持つ人が今増えていますよ。昔は、祝日には必ず国旗を掲揚していた、そういう家庭もたくさんあったんですけども、今はほとんど見られてないじゃないですか。毎年繰り返すこの問題、国旗と国歌を単純に考えると、天皇と政治から手を引く、国民の象徴としての道を選ばれたわけですから。天皇は選ばれたわけですから、これは良い事で、いつまでもかんかんざくざくこの問題で議論する

よりは、違う国旗・国歌にすべきではないですか。その気運が一時盛り上がったことあるんですよ。今さっぱりですね。国会でも全然その問題は盛り上がりがない。ただですね、本日の北海道新聞の「読者の声」には、今日ですよ。もう読まれた方も、また、帰ってからも読む方もおられるかと思えますけれども、その中では、やはり第2の国歌というのは、第2という表現は使いたくないんですけれど、今の国歌を変えて新しく設定をすべきだというご意見でした。非常に、その意見については、共鳴できる点多々あったわけなんです。ですから、この君が代に反目する教職員がいること。これがですね、当然であるということです。君が代は、国歌として国民の認識されているものの、歌詞がやっぱり一つずつチェックしてみますと、天皇のご時世を祝うのであると。冒頭申した、天皇の命令によって男子は徴兵され、そして亡くなった。教育長、そうでしょう。

今、NHKの連続テレビ小説カーネーション、これは何度も放送が繰り返されておりまして、教育長も見てることと思えますけれども、戦争で夫を始め大切な人々を次々と亡くした、あの主人公。天皇のために死んでお国の役にたってこそという国防婦人会のボス的な女の人が出てきましたけれども、これに対して激怒したシーンがあったんですよ。私は、非常にこれは共鳴を受けましたね。国民感情なんですよ、これは。ですから、愚劣な戦争であったというふうに、この日の丸君が代をどうしても、狂気の戦争のシンボルとして、国民を誤った道に引っ張ったものだとして結びつけてしまうわけなんです。間違いで

すか。二度ともう、教育長、同じ答えですよ。次世代を担う主権者たる子供たちが日の丸君が代について認識、歴史観を持って判断力を持つようにならなければなりません。君が代の曲を流すから、それは全員起立、当たり前歌わせる。こういう度合いの強めようを危惧しているんです。憲法19条には思想・良心の自由の保障があるんです。踏まえてもう一度聞かせて下さい。

それと、市長ですね、孤立死の関係について答弁いただきましたけれども、私は、率先して美唄はこういう実態調査を行ってるというのは評価してるんですよ。ただ、どういう事由かは分からないですけど、業務上という表現を先ほど使いましたけれども、これがちょっと理解できないんですよ。ですから美唄も率先して、こういう孤立対策理念をするために、いわゆる知的障がい者は何人いてどうだという、積極的に調べていて、そしてまたその対策も講じているんだと。そういう現在のやっている実績評価してるんですから、これは何もマスコミ等に公表して何ら問題はないんじゃないかというふうに理解するんですけどもね。市長の答弁では、業務上、公表は考えていないと言うから、何か変な憶測をするわけですが、何かあるんですか。あったらその辺も付け加えてください。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君 森川議員のご質問にお答えいたします。

調査結果につきましては、先ほどもご答弁をさせていただきました。公表につきましては、業務上という部分ではですね、事業を行う上での業務調査でございますので、公表に

については、先ほど答弁させていただいた通りですね、現在のところで公表する予定はしてございません。しかしながら、他市の状況、どこまでその公表をしているか等々ですね、こういったことも十分に精査をする、そんな必要があるかなということ、それらを踏まえて今後の検討としていきたいと思っております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 森川議員の質問にお答えします。

初めに、フッ化物洗口についてであります。小学校でのフッ化物洗口については、これまで教職員に対し具体的な説明はまだ行ってございません。今後ですね、実施に向けて教職員と十分に説明した中で、理解が得られるよう努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、卒入学式に向けました学校への指導でありますけども、国旗・国歌につきましては教職員の中に様々なご意見がありますので、これまでどおり各学校において、校長を中心に粘り強く指導し、教職員の理解を図りながら適切に実施してまいりたい、このように考えております。

議長内馬場克康君 午後1時まで休憩をいたします。

午前11時56分 休憩

正午12時58分 開議

議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

五十嵐議員の質問から入ります。

11番、五十嵐聡議員。

11番五十嵐聡議員（登壇）平成24年第1回定例会に当たり、大綱3点について市長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、定例会初日に示されました新年度の市政執行方針の主要施策「人と情報が行き交い、賑わいが生まれるまちづくり」についてであります。

1つに、農商工連携については、食関連の産業振興により地域の活性化を図るため、農業者や商工業の交流をもとに、業者が連携して行う美唄農産物を活用した新しい商品、特産品の開発から販路拡大への取り組み、その具体的な内容についてお伺いします。

2つに、農業振興については、生産性の高い農地の整備に向け、平成24年度から開始される国営農地再編整備事業を始め、道営経営体育成基盤整備事業などの推進に努め、農業経営の体質強化と安定化、消費者に信頼される産地づくりに向けて、個別所得補償制度関連対策や環境保全型農業の推進とともに、水稲及び畑作の生産振興、地元農産物や加工品のPR、販売の促進、さらには、都市と農村との交流推進の具体的な内容について。

3つに、商工業振興については、市内の経済や雇用の状況等、民間の動きを的確に把握し、まちに反映させるため、地域経済円卓会議の設置、また、小規模冷温食糧備蓄基地とデータセンター等の誘致活動の具体的な内容について。

4つに、観光・交流については、市外からの移住促進を図るため、住宅の新築や中古住宅の購入に対する助成制度を創設して、定住の

促進につなげる、本市における人口増加対策が、過疎対策も含めて喫緊の重要な課題でもあります助成制度の概要、移住に対する問い合わせ、また、どのくらいの移住・定住を想定されているのかお伺いいたします。

5つに、公共交通について、地域公共交通総合連携計画に基づき、2月から市民バス東線における循環バスの運行、乗合タクシーの実証運行の状況と、地域説明会の経過と地域住民の利用状況、併せて今後の乗合タクシーの運行計画についてお伺いいたします。

大綱の2点目は、地場産品アンテナショップについて、12月の4定でも取り上げましたが、その後の出店者協議会、運営協議会での議論の経過と24年度以降の運営の継続へ向けた支援についてお伺いいたします。

大綱の3点目は、少子化の影響もあり、現在、本市では、相次いで小学校、中学校の統廃合が行われ、行政財産の廃止などによる遊休資産が多く見受けられます。

そこで、1つに、帳簿価格と評価額について。2つに、過去5年の売却状況について。3つに、今後の売却へ向けた考えについてお伺いいたします。

以上で、この場からの質問を終わります。

議長内馬場勝康君 市長。

市長高橋幹夫君（登壇） 五十嵐議員の質問にお答えいたします。

初めに、市政執行方針の主要施策について、農商工連携についてであります。本市の基幹産業である農業から生まれる農作物を活用し、農業者と商業者が互いに協力して、新たな商品やサービスを開発する農商工連携の取り組みに対し、本年度から支援事業を開始し

たところであり、農商工連携推進助成事業では、気ままな主婦の会による発芽大豆の加工商品の開発、美唄こめこ研究会による米粉新商品の開発、美唄市農協による亜鉛大豆の加工商品の開発の3件の事業計画を補助対象として認定いたしました。

また、相談や助言、試験研究機関や国・北海道などの支援事業へのつなぎ、試食会や商談会への積極的な参加と働きかけなどを実施したところであります。平成24年度におきましても、現在、新たな計画の相談もあり、引き続き取り組みの段階に応じたきめ細かな支援を実施してまいります。

次に、農業振興についてであります。生産性の高い農地の整備に向けて、待望していた国営農地再編整備事業、美唄茶志内地区が事業着手することから、国からの受託事業として、新たに土地の権利関係を定める換地計画の策定作業に取り組んでまいります。

また、道営経営体育成基盤整備事業を実施している峰岩、沼の内、中美唄地区事業推進のほか、換地計画受託事業や新規2地区の計画調査などを進めてまいります。

なお、国営事業の地区調査が継続されることとなった上美唄・西美唄地区の早期着手や現在実施中の道営事業3地区の早期完了及び新規地区の事業採択に向けて、今後とも全力を挙げて関係機関に対し、強く働きかけてまいりたいと考えております。

また、農業経営の体質の強化と安定化、消費者に信頼される産地づくりに向けて、個別所得補償制度関連対策では、地域農業再生協議会の活動を引き続き支援していくほか、地域ごとに中心となる経営体を決定して、農地

の利用集積方法をまとめた人・農地プランを関係団体等と連携して作成してまいります。

また、環境保全型農業を推進するため、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い化学肥料・化学合成農薬の5割低減に加えた緑肥の作付や冬期湛水管理などの取り組みに対して、国・道とともに支援をしてまいります。

水稻及び畑作の生産振興では、水稻及び転作物の優良品種系統の比較栽培展示を行い、本市に適合した指導資料を作成するほか、小麦・大豆に続く第3の作物として期待されるなたねの栽培試験等に取り組んでまいります。

また、地元農作物や加工品のPRや販売を促進するため、食にこだわったまちづくり市民推進会議を中心とした活動を推進し、食のフリーマーケットや試食会を開催するほか、地域おこし協力隊員によるグリーン・ツーリズムなどの地域資源を活用した農村と都市の交流活動に取り組んでまいります。

次に、商工業振興についてであります。初めに、地域経済円卓会議の設置についてありますが、地域経済は一向に明るい兆しが見えず、地域経済をどのように活性化していくかが緊急の課題となっております。このため、本市の経済情勢を的確に捉えるためには、行政だけではなく、企業・団体・金融機関など、地域経済にかかわりの深い方々のご協力をいただいて、活性化の方策などをご議論いただく、地域経済円卓会議を設置することとしたものであり、この会議で出されたご意見やご提案を参考に、今後の施策に反映させてまいりたいと考えております。

次に、昨年の中日本大震災の教訓から、大

規模災害などの緊急時における食糧備蓄基地のあり方は、食糧の安定供給を保つ上で、さらにその必要性を強く感じたところでありませぬ。このため、これまでの大規模冷温食糧備蓄基地の立地促進に先がけ、昨年は、緊急小規模冷温食糧備蓄基地の建設を国や道に要望したところでもあります。

また、大規模災害時等におけるリスク分散に着目し、本市の地域性を活かした雪冷熱エネルギーを活用したホワイトデータセンター構想を柱に、誘致活動を積極的に行っており、今後の誘致の実現に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、工場等の新增設に伴う助成についてありますが、長引く景気の低迷により、事業所の閉鎖や撤退などが行われており、本市の工業統計を見ましても、平成20年には60社、従業員数948人であったものが、平成22年には52社、従業員数は847人まで減少するなど、事業所数の減少傾向が続いております。このため、地元の事業所をいかに守るかが大切となりますので、産業振興条例に基づき、工場等の新・増設等を行う事業者に対し、負担軽減となる助成や課税の免除等を行い、地元の産業振興と雇用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、中心市街地の活性化については、商店街の賑わい創出のため、これまで、まちなか交流広場や市民ふれあいサロンを設置し、イベント会場として、また、高齢者等が休憩などで気軽に立ち寄れる場所として、多くの市民の皆さんに利用されてきたところであり、新年度においても関係団体と連携しながら、引き続き賑わい創出に向けた取り組みを支援

してまいります。

また、新年度には、緊急雇用対策事業として取り組みを予定している商工業活性化促進事業の中で、まちを活気づけるさまざまな情報を掲載するフリーペーパーの編集・発行なども行うこととしておりますが、これらを一体的に推進するためにも、商工会議所をはじめとする関係者や団体等とも十分協議を行いながら、中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光・交流についてであります。新年度より制度の創設を予定している移住・定住促進助成の概要についてであります。助成の対象者については、本年4月1日以降に転入を予定されていて、転入日前1年間に於いて、市内に住所を有していない方で、本市に3年以上居住する意思を有する方としております。

助成の内容であります。住宅については、自己の居住の用に供するための住宅で、居住面積が60平方メートル以上であり、住宅を新築された方に対する助成につきましては、本年4月1日以降に市内の土地を購入後、3年以内に新築、または土地付き新築分譲住宅を購入して、住民異動された際に100万円を助成するものであります。なお、市内に本社のある事業者により建設、または購入された場合は、30万円を加算することとしております。

また、中古住宅を購入された方に対する助成におきましては、本年4月1日以降に土地付き中古住宅を購入後、住民異動された際に30万円を助成するものであります。中古住宅の要件としまして、昭和56年6月1日以

降に建設されたもの、または、耐震性能が建築基準法その他関係法令の規定に適合している物件としております。

なお、15歳未満の子どもがいる子育て世帯へは、新築、中古住宅に関わらず1戸あたり20万円を加算することとしております。したがって、住宅を新築された方については、15歳未満の子どもがいる世帯で、市内業者における工事施工の場合、最高150万円まで助成されることとなります。また、中古住宅を購入された方につきましては、15歳未満の子どもがいる世帯の場合、最高50万円まで助成されることとなります。

この制度による移住者の見込みについてであります。新年度の当初予算において、住宅を新築された方に対する助成件数を5件、中古住宅を購入された方に対する助成件数を5件と見込んでおるところであります。これまで、本市に短期滞在された方や、電話、ポータルサイトピパなどを通じて問い合わせをいただいた方もおりましたので、こうした方々への周知はもちろん、ホームページなどを活用した情報発信等により、移住・定住の促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共交通についてであります。盤の沢、我路地区において、昨年と今年の2回、地域説明会を開催し、地域の皆様への周知を図り、本年2月から3月末までの2カ月間、市内の連絡施設とを結ぶ実証運行に取り組んでおるところであります。

運行時間帯につきましては、タクシーの空き時間を活用し、平日の1便目は7時45分から8時35分、2便目は9時15分から1

0時5分、3便目は11時55分から12時45分、4便目は13時55分から14時45分を設定し、土曜日については2便目から4便目の運行を、日曜日と祝日は全便運休としております。

乗合タクシーの登録人員ですが、現在42名となっており、2月1カ月の利用状況は、延べ89名の方々が利用しており、実人数では16名の方が利用しております。

利用時間帯が最も多い便は2便目で、全体の52.8%となっており、次に4便目、以下3便、1便の順となっております。

乗降場所で申し上げますと、自宅から向う市内連絡施設では、美唄駅下車が最も多く、全体の52.3%で、次にJAびばい本店、次に市立病院、市民会館、市役所、コープさっぽろ、労災病院の順となっております。市内連絡施設から自宅に帰る場合の乗車場所で申し上げますと、労災病院、美唄駅がともに37.8%と最も多く、次にコアビバイ、コープさっぽろ、JAびばい本店の順となっております。

曜日別の利用状況では、水曜日が最も多く、全体の31.5%となっており、次に月曜日、金曜日、土曜日の順となっております。

現在、利用時間帯や申し込み方法など、利用者の方々にアンケート調査を行っており、今後の乗合タクシーの本格運行に向けての参考にしていくこととしております。

次に、乗合タクシーの今後の運行についてですが、今年の秋ごろをめどに、日東、茶志内、中村、開発、光珠内など、西側地区を5地域に分け、2ヶ月間の実証運行を考えており、各地域への説明と意向などを確認し

た上で、実証運行に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、商工行政について、アンテナショップについてであります。平成24年度以降については、国の助成が受けられなくなることから、アンテナショップの運営について、出店者協議会、運営会議で協議を重ね、また、アンケート調査の結果を踏まえ、今後とも継続したいというご意見が強いことから、出店者協議会を主体として、自主的な運営に移行する方向で調整を行なっているところであります。

アンテナショップの持つ役割については、本市経済の活性化にとって必要であると考えており、今後の安定的な運営が可能となるよう、平成24年度については市が事務局を担当し、3年間の補助事業の検証を行うほか、イベントへの出店などの売り上げの増加に向けた取り組みや、利用者アンケートの実施など、人的な支援も行ってまいりたいと考えております。

次に、市の保有資産について、遊休資産についてであります。初めに、遊休資産の価格についてであります。市有地につきましては、売却しようとする土地の固定資産評価額や近接地の売却取引事例及び地価公示価格を参考とするほか、広大地や支障物件を有するものについては不動産鑑定評価に基づき価格を決定することとしております。

また、建物につきましては、旧教員住宅など小規模なものについては固定資産評価額を基に、廃校舎や体育館など大規模なものについては不動産鑑定評価額を参考に売却価格を決定しているところであります。

現在、市のホームページに掲載している売却資産につきましては、旧職員住宅跡地など土地11件、価格は4,981万2,000円となっております。

次に、過去5年間の売却状況についてであります。平成19年度は、道道の整備用地として1件、事業所用地として2件、合計3件で107万1,000円、平成20年度は、国道12号線の拡幅工事関連1件で553万1,000円、平成21年度は、道営住宅であえ～る中央公園団地建設用地として1件、国道・道道の整備用地として2件、個人に対して2件、合計5件で5,002万6,000円、平成22年度は、河川築堤工事にかかわる用地として1件で143万9,000円、平成23年度は、事業所用地として3件、個人に対して2件、合計5件で212万9,000円となっております。

次に、今後の売却の考え方についてありますが、売却可能な資産については、一般競争入札による公平な処分を基本としていますが、単独での利用ができない狭小地や事業残地、または、売却する資産が地域経済に寄与すると判断されるものについては、隣接地権者や購入希望者に随意契約の方法により売却することとしております。

これまで、インターネットを活用するほか、不動産関連業者などからの情報提供や専門的知見を活用したり、市からも企業訪問するなど、売却に向けた取り組みをしているところでありますが、今後におきましても購入ニーズの把握に努めるとともに、本市の立地条件や観光資源の特性などをさらにPRしていくほか、移住定住施策なども活用し、売却につ

なげていきたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 11番、五十嵐聡議員。

11番五十嵐聡議員 それぞれ答弁をいただきまして、ありがとうございます。この場から何点か再質問させていただきます。

初めに、農業振興につきまして、国営農地再編整備事業につきましては、市長を先頭に関係団体、期成会の方々と積極的に中央要請活動を行っていただき、おかげで美唄茶市内地区が事業の採択を受けることができました。私も受益者の一人として感謝をいたしております。残りの2地区につきましても続いて採択をされますようよろしくお願いいたします。

そこで、農業振興については、国の施策によって左右されることが多くあります。今後の地域農業のあり方をまとめる「人・農地プラン」の作成へ向けた今後のスケジュールをお伺いいたします。

次に、商工業振興について、地域経済円卓会議を設置し、市内の経済情勢や雇用状況などの情報交換を行い、まちづくりに反映させていくとの考えであります。メンバー構成と、会議は年間どのくらいの開催を予定しておられるのか。また、食糧備蓄基地の建設促進やデータセンター等の誘致活動の状況と今後の誘致に対する進め方。あわせまして、産業振興条例に基づく工場等の新設・増設を予定している業者はどのくらいあるのかお伺いいたします。

公共交通、乗合タクシーについては、高齢化が進む本市において、交通弱者対策として非常に重要な施策であり、課題も多くあると考えますが、計画よりも前倒しで交通の不便

な全地域で運行を行っていただけるということで、地域住民の足の確保ができ、安心して生活ができるものと考えております。

次に、地場産品アンテナショップについてですけれども、市としては、人的な支援を行うとの答弁でありました。この事業は農商工連携によりまして、3年間ふるさと雇用再生特別対策事業を活用し、運営してこられた事業であり、出店者の自主運営となりますと、人件費、建物、場所、備品などのリース料の経費の捻出は出店者の負担となり、自主運営を危惧すると考えるんですけれども、その辺のところのお考えをお伺いいたします。

次に、遊休資産について、毎年地価が下がり続けている状況と、使用していない建物は傷みは早く進んでいきます。管理費もかかることから、1年でも早く売却するのが望ましいのではないかと考えております。過去に、道営住宅建設用地で、市が予定した売買価格と道が示した価格に多額な乖離があり、広大地売却においては、不動産鑑定の評価を行なうべきであると考えております。

そこで、旧茶志内小学校跡地及びその建物を農機具の会社が購入の意向があると聞いておりますが、現在、どのような交渉を行っているのかお伺いいたします。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君 五十嵐議員の質問にお答えいたします。

初めに、人・農地プランの作成スケジュールについてであります。各農協の再生協議会が中心となり、アンケートによる農業者の営農意向等調査を実施し、その調査結果をもとにプランの素案を作成いたします。その後、

素案をもとに地域内で話し合いが進められ、プランの原案が作成されます。

市は、この原案を審査・検討するため、関係機関や農業者等で構成する検討会を開催し、平成24年度において、地域ごとの人・農地プランを決定していく予定であります。

なお、平成24年度に農業経営基盤強化資金の金利負担軽減措置を希望する認定農業者がいる地域については、平成23年度中にプランを作成する必要があることから、必要最低限の内容を記載したプランを決定し、新年度において見直しを行っていく考えであります。

次に、地域経済円卓会議及び誘致活動についてであります。地域経済円卓会議では、学識経験者や金融機関をはじめ、製造業、建設業、サービス業など、さまざまな分野で活躍されている方々にご協力をいただき、10名から15名程度の委員構成で、年に4回程度の開催を予定しており、各委員からいただく情報やご意見を踏まえ、産業振興や雇用施策の展開につなげてまいりたいと考えております。

また、災害時等に対応した緊急小規模冷温食糧備蓄基地の建設促進を図るため、昨年9月には国に対し建設要望を行うとともに、本年1月には農林水産省消費・安全局長並びに国土交通省北海道局参事官を招き、「食糧備蓄基地の確立をめざして」をテーマに講演会を開催したことなどの取り組みが、本市にとって、食糧備蓄基地建設の実現に向けた大きな一歩となるものと受けとめております。

なお、道におきましては、今後の大災害時等に備えたわが国全体のバックアップ体制の

あり方といたしまして、「北海道バックアップ拠点構想」及び「北海道食糧備蓄基地構想」を策定中であり、今年度中に国へ提案することとしておりますので、本市といたしましては、今後、道とも連携をして、食糧備蓄基地の立地が図られるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。さらに、データセンター等の誘致活動につきましては、昨年、企業誘致プロモーション事業による首都圏事業者へのアンケート調査や大規模な展示会への出展などを行なったほか、空知団地の現地視察の受け入れ、企業訪問等により、多くの事業者と接触する機会を得るなど、震災後における業界全体の動きの把握に努めてきたところであります。現在、数社と継続的に情報交換を行っているところであり、新年度におきましても、本市への立地に向け、積極的にアプローチをしてまいりたいと考えております。

また、産業振興条例に基づく助成につきましては、平成24年度で助成を予定するものが、工場等の新設で1件、増設が2件ほど予定されております。

次に、アンテナショップについてですが、平成24年度以降につきましては、国の助成がなくなりますが、建物や什器・備品のリース料や、販売体制の見直しで経費の縮減を図るほか、インターネットショッピングやイベントでの外部販売などの拡充に努め、また、出店者の皆さんにご協力をいただき、販売品目をさらに増やすことで、新たな顧客の獲得につなげていくなど、売り上げの増加に向けた取り組みや、これまでの積立金を有効に活用しながら、自主的な運営に移行でき

るよう取り進めてまいりたいと考えております。

次に、旧茶志内小学校の売却ですが、旧茶志内小学校の建物と敷地のうち、グラウンド部分と体育館及び体育館敷地については、農機具の販売会社が購入の意向を示しており、市としましては、相手方が農業関連の企業であり、本市の基幹産業である農業と密接なかわりがあり、相乗効果が期待されることから、不動産鑑定評価を参考として、売却する方向で交渉を進めているところであります。

なお、体育館を除く校舎部分については、構造上、使用が難しいことから購入できない旨の申し出があったところであり、この校舎部分については、地域の方々の意見も参考にしながら、利活用のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 次に移ります。

4番、丸山文靖議員。

4番丸山文靖議員（登壇）平成24年第1回定例会に当たりまして、大綱2点について、市長並びに教育長に質問をさせていただきます。

大綱1点目として、美唄市地域医療体制のあり方検討委員会についての質問でございます。私も第2回目の検討委員会で傍聴したわけですが、その中で、市民が安心して生活できるよう、限られた医療資源を最大限生かすとともに、地域に必要な医療サービスを確保した上で、市外中核病院との連携を進めるなど、持続可能な医療体制の構築を図る必要があります。このため、病院・病床機能の役割分担、連携を検討する中で、地域の多様な医療二一

ズに適切に対応するための1つの基幹病院を中心とした医療提供体制づくりを目指すとともに、在宅医療の推進と介護との連携強化などにより、切れ目なく、継続的かつ立体的に市民の生活を支える体制を確立していくことが必要との基本的な考え方が、素案として出されました。また、今後の地域医療体制の中では、基幹病院は内科、外科に至るまで、多様な医療ニーズに適切に対応できる診療機能を有し、市内医療機関との連携を初め、中核病院、これは近隣になるんですけども、大学病院などの窓口病院となるほか、一定の政策的な医療も担う必要性についての内容であったので、この場において、3点ほど質問をさせていただきます。

これまでの検討経過、検討内容についてお伺いをいたします。また、今回、2回目で素案が示され、大筋で了承されたと受けとれますが、回数、時間について、全体で3回、3回目については3月末の予定とのこと聞いておりますが、本市の最重要課題を検討するに当たって、少ない回数、時間ではないかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

2点目として、報道関係について、A社、B社ともに「1つの基幹病院」を中心とした医療体制とあり、B社では、市立病院と労災病院、脊損センターとの統合を目指すものではなく、基幹病院の再構築とありましたが、1つの基幹病院を中心とした地域医療の確保とはどのような考え方に立ってのことなのか、市民にわかりやすく市長の見解をお願いいたします。

また、今後のスケジュールについて、今月末までに素案をまとめ、4月以降に具体的な

計画を策定するとありますが、計画はいつまでに策定し、その後、どのようなスケジュールで計画を具体化するのかを、市長にお尋ね申し上げます。

続きまして、大綱2の教育行政の中の中学校における武道の実施について、教育長にお尋ねを申し上げます。武道の実施に当たり、本市においては柔道を選択し、市内中学校全体で取り組むとのことではありますが、武道の導入に当たっての考え方など、4点について教育長にお伺いをいたします。

1点目としては、種目の選定ではありますが、柔道に取り組むこととした考え方についてお伺い申し上げます。2点目は、男女での種目の考え方についてではありますが、いかに現在の男女の体格差は縮まってきたとはいえ、柔道は格闘技であり、体力の差を考えたとき、男女ともに柔道に取り組むこととしてのお考えなのかお伺いを申し上げます。3点目は、事故への不安についてであります。柔道を先行実施で取り組んでおられる学校において、頭を強く打ったり、頭を強く揺さぶられたりした場合に、脳挫傷や脊髄損傷に至ったケースが数例、全国版のテレビの中で流れておりました。先行実施校での事例など心配される危険性に関して、どのように捉えておられるのかお尋ねを申し上げます。4点目は指導方法についてであります。先行実施での取り組みの実態などを踏まえ、他県では受身を中心とした指導に変更したり、大外刈りや危険な投げ技の禁止、独自の指導方針を示している状況もありますが、事故防止や安全の確保に対して、どのように考えておられるのかお伺いを申し上げます。

以上をもちまして、この場からの質問を終わらせていただきます。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君（登壇） 丸山議員の質問にお答えいたします。

初めに、地域医療体制について、これまでの検討経過についてであります。昨年11月21日に開催した第1回検討委員会では、本市が抱える医療の課題や今後の地域医療体制をどのように構築していくかなど意見交換を行い、2月20日に開催した第2回検討委員会では、第1回検討委員会での議論を踏まえて、事務局がまとめた「今後の地域医療体制のあり方」素案をもとに、活発な議論を行ったところであります。

また、開催回数についてであります。これまで市内の各機関や市民団体の代表で組織する「地域医療に関する懇談会」を3年間にわたって6回開催し、地域医療のあり方や市立病院が果たす役割について様々な意見が交わされてきたところであります。本検討委員会では、これらの検討経過も引き継いで議論をしているところであり、本年3月末をめぐりに、地域医療体制のあり方について、一定の方向性を見出すこととしております。

次に、「1つの基幹病院」の考え方についてであります。検討委員会で議論された中の「1つの総合病院いわゆる中核となる病院を中心とした医療提供体制づくり」につきましましては、限られた医療資源を最大限活かし、市民の皆さんが安心できる医療を安定的に提供していくことが重要であります。このため、基本的な方向として、内科系から外科系に至るまで多様な医療ニーズに適切に対応できる

診療機能を有し、市内医療機関との連携を初め、近隣中核病院などとの連携窓口病院となるほか、一定の政策医療も担う中核病院を中心とした持続可能な医療提供体制づくりを目指す必要があるという考えをまとめたところであります。

次に、今後のスケジュールについてであります。3月末に開催する検討委員会において、最終的な方向性をまとめたいと考えております。なお、この方向性をまとめたのち、これに基づき、安定的な医療体制の確立に向けて、関係機関とも協議しながら取り組むこととしており、市立病院の今後のあり方なども含めて方向性を示してまいりたいと考えております。なお、具体的なスケジュールにつきましては、第3回目の検討委員会の中で決定していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域医療を取り巻く現状については、解決すべき課題が多くありますが、市民の皆さんが安心して暮らしていくことのできる地域医療体制の構築に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君（登壇） 丸山議員の質問にお答えいたします。

教育行政について、中学校における武道の実施についてであります。新学習指導要領では、わが国の伝統的な武道を学ぶことにより、わが国の文化や伝統を尊重することはもとより、これからの国際社会において、世界に生きる日本人としての誇りや自信を身につけることを目的として履修が義務付けられたものであります。

本市では、武道の導入に当たり、市内中学校長や体育担当教諭との協議の中で、剣道は防具の管理が難しく、衛生面や竹刀の適切な管理に課題があること、相撲は土俵など設備に関する課題があることなどが挙げられ、新学習指導要領の中でねらいとされている「攻防の展開」も踏まえ、高校での取り組みが多い柔道について導入することとしたところであります。

次に、男女における種目の考え方についてであります。現在、学校では全ての教科において男女共学で授業が進められており、柔道についても男女で取り組むこととしているところであります。実施に当たっては、体格差や体力差などに十分配慮しながら、安全を確保し、競技の楽しさを体感できるよう進めていくこととしております。

次に、事故防止等についてであります。実施に当たっては、危険を想定した中で、安全に十分配慮しながら進めていく必要があると考えており、北海道教育委員会や関係団体と連携を図り、指導体制の充実に努めながら、教科の目的やねらいが果たされるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、指導方法についてであります。北海道教育委員会では、指導にあたっての基本的な考え方や指導案などを示すとともに、体育担当教諭に対する研修会の実施や、北海道柔道連盟や北海道警察などに対し、市町村教育委員会や中学校などから外部講師としての依頼があった際の協力を要請するなど、安全に指導が進められるよう準備を行っているところであります。

教育委員会といたしましても、体育担当教

諭に対し、北海道教育委員会が実施する研修会を積極的に受講させるとともに、平成23年度中に先行実施した峰延中学校において、美唄柔道連盟の協力により外部講師の導入を図ってきたところであります。

平成24年度の武道の実施は、秋以降に各学校で取り組まれることから、北海道教育委員会に対し、研修機会の充実や安全な実施に向けた指導内容を求めるとともに、体育担当教諭が市内柔道少年団の指導を視察するなど、指導体制の向上に努めてまいりたいと考えております。

議長内馬場克康君 4番、丸山文靖議員。

4番丸山文靖議員 自席から再質問をさせていただきます。

先ほど市長の方から地域医療体制の今後のスケジュールについてのお話がありましたが、その中で、地域医療を取り巻く現状については、解決すべき課題が多くあるというような答弁がありましたが、解決すべき課題という部分のところについて、市長はどういう認識をもって課題を考えておられるのかお伺いいたします。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君 丸山議員の質問にお答えいたします。

地域医療を取り巻く現状と課題についてであります。本市の受療動向などについては、入院の市内自給率が5割以下に減少していること、救急搬送のうち市外への搬送割合が3分の1程度を占めること、介護老人福祉施設への入所申込者数のうち3割が医療機関に入院し待機していることなどが挙げられます。市立病院の現状については、医師などの医療

従事者の確保が厳しい現状にあること、また、建物や設備の老朽化に加え、高額医療機器についても更新時期を迎えていること。労災病院につきましては、国において労災病院のあり方が議論されていると承知しており、地域医療を取り巻く現状は非常に厳しいものがあると認識をしております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 次に移ります。

5番、本郷幸治議員。

5番本郷幸治議員（登壇）平成24年第1回定例会にあたり、大綱3点について、市長にお伺いします。

大綱の1点目は、地方分権について、この国の形、国と地方の政府のあり方を再構築するとして、地方分権、地方主権改革が急ピッチで進められ、昨年4月28日は第1次一括法が成立し、第2次一括法も同年8月26日に参議院本会議で可決、成立し、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が本年4月から施行されます。

一括法の内容は、法令による義務付け、枠付けの見直し、道から市町村への権限移譲です。同法の公布に伴い、各省庁は基準となる政省令の制定作業を進め、既に児童福祉施設や指定居宅サービス事業などでは、人員、施設及び運営に関する基準等が改正、公布されております。その意味では、地域主権改革のステージは国から地方に移り、各自治体の姿勢、判断、方針の内容が問われております。

本市にありますのは、既に自立を選択し、現在は、当面の課題であります病院経営健全計画と財政健全化計画の着実な推進とびばい

未来交響プランとの整合性を図りながら、早急に本市の方針、条例案の検討、政策検討と、実施に向けた取り組みが必要と思われませんが、これに伴う本市の取り組みについてお伺いします。

大綱の2点目は、空き家対策について、私はこの問題について、過去2回、防犯・防災の観点から取り上げてきました。

近年、先進自治体では、市内の空き家、廃屋等について、単なる苦情処理ではなく、防災・防犯及び景観の観点から、部局、横断的な庁内組織の対応や、さらに、各種関係団体や地域住民等との協働で対策を強化し、必要に応じた条例の制定を推進しております。

そこで先ず、現在の本市の空き家がどのくらいの件数があるのか、お示してください。

今年は昭和44年以来の記録的な豪雪で、空き家や空き店舗、倉庫などの倒壊があり、幸いにも人的な被害がなかったものの、一歩間違えれば生命の危険につながる事態が発生しました。今後、雪解けが進む中で、古い住宅など、特に空き家などの倒壊がますます懸念されます。空知管内の滝川市は、今年の4月1日から空き家等の適正に関する条例が施行され、この中身としましては、空き家等の所有者の責務、また、実態調査及び適正管理措置、これに助言、指導、勧告、命令、公表など、さらに行政代執行、警察そのほか関係機関との連携などが定められております。

本市としましても、市民の安全・安心な生活を確保することを目的に、先進地の取り組みを参考として独自の要綱を設けて、条例化すべきと思いますが、市長のご見解をお伺いいたします。

大綱の3点目は、スポーツ基本法について、近年、まちおこしのコンテンツの1つとして、マラソンなど市民参加型スポーツイベントや観戦型スポーツイベントの開催、あるいはスポーツ合宿、キャンプ誘致などを実施することで生まれる経済波及効果に地域が注目し始めております。国レベルではスポーツ基本法が昨年6月に制定され、官公庁がスポーツ観光推進室を設置するなど、スポーツを取り巻く新しい動きが活発化しております。これからの日本の復興にスポーツと観光の果たす役割は大きく、その両者が融合したスポーツツーリズムの一層の推進が図られることが期待されております。

本市にありましては、近年は観光入り込み数もほぼ横ばいの状態が続いており、ぜひともスポーツを通じた観光価値の創造を図っていく地域発の積極的な取り組みが必要と思われませんが、市長のご見解をお伺いします。

以上でこの場からの質問を終わります。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君 本郷議員の質問にお答えいたします。

初めに、地方分権についてであります。地域主権改革に係わる第1次一括法では、自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けの見直しとして、児童福祉法や公営住宅法など42の法律改正が行なわれており、地方自治体自らが条例で施設の設置や管理の基準などを定めることができるようになったところであります。

本定例会におきましては、美唄市営住宅管理条例における入居資格要件及び美唄市立公民館条例における審議会委員の委嘱等につい

て、条例改正案を提案させていただいておりますが、一括法の内容は多岐にわたり、個別の検討や対応がさらに必要であることから、今後、そのほかの条例につきましても、国の政令や省令の改正、道の条例改正などの動向を見ながら、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

また、第2次一括法では、第1次一括法に引き続き、義務付け・枠付けの見直しとして160の法律改正が行われるとともに、基礎自治体への権限移譲関係として47の法律改正がなされたところであり、うち、本年4月以降に本市に移譲される権限としましては、「工場立地法に基づく特定工場新設に関する届出の受理等に関する事務」や「騒音規制法に基づく騒音に係る規制地域の指定等に関する事務」など、29法律36項目となっております。

今後はさらに、国の地方分権改革推進委員会からの勧告を踏まえた関係法律が出されることから、国に対しては、地方行財政の充実について求めるとともに、本市の実情にふさわしい主体的な地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、空き家対策について、美唄市における空き家件数の現状についてであります。昨年の消防の防火査察の結果では、空き家等が1,175戸となっており、1年前と比べて100戸の増となっており、年々増加する傾向にあります。

次に、空き家等の適正管理に向けた条例等の整備についてであります。今季の降雪により、空き家の積雪に関する数多くの苦情が寄せられており、対応に苦慮しております。

市としましては、可能な限り所有者や管理者を調査し、状況を伝えるとともに適正な管理を要請しておりますが、所有者等がわからないなどの場合で、緊急的に危険を防止する必要があると認められる空き家については、応急的に市が対応しております。

条例の制定につきましては、本市の場合、所有者が市外転出や死亡等により改善措置や指導、勧告、命令等は実際にできないことが多いものと考えられますが、全国的には、市による代執行を含めた条例が制定される動きが出てきており、今後、近隣の自治体とも情報を交換しながら、条例制定も含め、空き家対策について検討してまいりたいと考えております。

次に、スポーツ基本法について、スポーツを通じた新たな観光交流の取り組みについてであります。平成23年8月に施行されたスポーツ基本法により、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が改めて示されたところであります。

北海道は、豊かな自然環境に恵まれ、夏の冷涼な気候の中で、また、冬季スポーツなど1年を通じて、本州方面から大学や実業団チームが合宿に訪れており、北海道のスポーツ潜在資源を整備することで、「スポーツ観光」という新たなツーリズムの発展が期待されているところであります。スポーツ合宿の受け入れやスポーツを通じた交流の促進が、地域経済の活性化や交流人口の増加に寄与するものと考えており、今後、対応が可能なスポーツ種目やスポーツ施設の状況のほか、宿泊施設の規模や受け入れ体制の整備など、課題の整理と先進事例の調査を含め検討してまいり

たいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 2 時 0 5 分 延会

